



2020年度協約改訂交渉を全組合員で闘おうシリーズ③

「そのような考えはない」のオンパレード！ 計171項目回答に進展なし！ 労働協約改訂、改訂新人事・賃金制度第2回団交

本部は8月21日、「2020年度労働協約及び労働条件改善に関する申し入れ」「改訂新人事・賃金制度等に関する申し入れ」に対する第2回団体交渉を開催しました。今次交渉では、申し入れに対する計171項目に対する回答が出されましたが、「そのような考えはない」のオンパレードで、要求に応える回答は全くありませんでした。

今次交渉は、会社発足以来、初の赤字決算を計上した時期に行っています。要求項目の1つであるリニア中央新幹線建設の中止について会社は、「東海道新幹線の将来の経年劣化と大規模災害に対するリスクに備える」と回答しました。建設費用すら払えない状況を全く理解していないことが判明しました。

また、7月15日に申し入れた職務手当に関する団体交渉開催の申し入れ（『申第6号』）に対しての回答もありました。その回答は、「一定期間継続して職名に応じた業務に従事しない場合は、支給を停止すべきという考え」というものでした。これについては、改訂新人事・賃金制度等の団体交渉で進めていきます。

団体交渉の終了前に本部は、コロナ関係の質問を若干行いました。社員の間では、勤務認証や賃金のことが関心事となっています。37.5度以上の発熱があり帰宅を命じた場合、何らかの症状が出た場合は陰性、陽性問わず私傷病休暇（無給）の扱いになり、年休を取得するかどうかは本人の選択となると説明がされました。また、家族等が感染し無症状の場合、いわゆる濃厚接触で会社が出社の停止を命じた時は、年休を取得してもらうか、年休がない場合は就業制限の扱い（賃金は60%支給）になると説明がされました。この回答に対しては、後日詳細について申し入れを行うことを会社に伝えました。

第3回団体交渉は、8月26日です。